

# 魚沼民主商工

2016年  
第2018号  
8月 22日  
946-0032

発行 魚沼民主商工会  
新潟県魚沼市板木  
電話 025(792)3064  
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

今、法定外文書が  
乱発されています。

今、小千谷税務署から建設関連業者に「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出方の依頼について」の法定外文書が届いています。同文書は提出しなくても罰則はありません。

さて同文書の中身を見ますと、

「税務署におきましては適正・公平な課税の実現のため、各種の資料情報の収集に努めております」と記述しています。

私たち納税者は「納付すべき税額が、納税者のする申告により確定することを原則とする」(国税通則法第16条)という申告納税制度に沿い、申告による納税は、私たちの当然の権利です。

しかし、この文面からすると、

私たち納税者に対する「税務署(國家権力)は、適正(※課税庁から見て適切で正しい)・公平(※課税庁から見て主観的に偏っていない)に課税強化を追求していくため、各種の資料情報の収集を躍起でいます」と言っているようなものです。また「お手数でも」「資料の記入に代えて、光ディスク等による提出方法もございます」とも記述されています。私たちは日々営業と暮らしを守るために必死なのに、資料作成の手間代(手数料)を税務署から振り込んでくれるのでしょうか。余りにも厚かましいお願いです。

皆さん、この動きで何が見えてくるのでしょうか。こういう時こそ「集まって、話し合い、相談しながら、励ましあい、営業とくらしを守る活動がとても大切です。税務署から「呼び出し」「お尋ね」が来たら、そく事務局員や、近くの役員に問い合わせで留めるのではなく、「このことを仲間どう

して交流する」ことが営業と暮らしを守る大きな力となります。

私たちの民商では、この秋の運動で、気軽に仲間どうしで話し合える支部班づくりに力を入れています。

その後、税務署交渉では、事前通知について文書提出で行うことを探していきます。

## 事後調査(税務調査)の たたかい!

お盆前に、建

設業者の第1回

税務調査が行

われました。

今回の同調査は、国税通則法の改正により、税務調査の前に納税者への事前通知が原則、義務化されました。事前通知を行う時期は「あらかじめ、納税義務者に対し、通知するものとする」(国税通則法第74条の9第1項)と定め、

「調査開始日までに相当の時間的余裕をおいて、電話等により事前通知する」(事務運営指針)としています。従って、調査前日の事前通知などは断つて当然です。電話による事前通知では、本当に税務署員がどうかの確認(※なりすまし税務署員かもしれない)ができます。また調査当日に、相対で「言った」「言わない」等が起きかねません。

この日、2名の税務署員が来ました。やはり後述の件が現実のものとなりました。調査開始になつた途端、署員は「税理士法違反」「守秘義務違反」を盾に、仲間の立ち会い排除を強行に迫ってきました。この時、当事者は怒りを露わに「私が頼んだ方に何を言うんだ」と納税者の権利を主張し、立

ち会い排除の2つの根拠をひとつ一つ理論立てて追求していきました。そして事前通知について、署員は「事前通知の10項目を申し

上げた」と語りましたが、事前通知すべき事項は11項目となっていました。「こじで「語った」「言わない」と激しいやり取りとなりました。※【自主計算パンフ】参照。

今後、税務署交渉では、事前通知について文書提出で行うことを探していきます。

## 戦争体験を聞く会を開催します!

平和でじと商

売繁盛です。

民商会員も参

加している魚沼

九条の会では、

「過去のあやま

ちを繰り返さないためには、過去

の経験を学ぶことが必要です」と、

この度「第5回・戦争体験を聞く

会」を開催することができました。

語る人は2名、うち民商会員の

小川典夫さん(印刷・80歳)が

語ります。終戦時は17歳でした。

これから5年先、10年先の先

人たちの体験をその口から聞くこ

とが困難となります。戦争当時の

体験を、次の世代の人たちへと語

り繋ぐ上でも大切なことです。

入場は無料です。どなたもお気

軽にお越しください。

法律相談のお知らせ	
日 時	9月 13日(火) 午後1時より
会 場	会場 小出郷福祉センター
弁護士	大澤 理尋 先生 (新潟中央法律事務所)
相談料	3,000円
※予約制ですので早めに事務所までご連絡下さい。	